

ケアハウス朝来竣工式

この度、朝来市ケアハウス朝来の建設工事が終了し、9月15日（金）、関係者約70人が出席し、竣工式が行われました。

山口小学校金管バンドによるパレード演奏が続いて行われた式では、市長をはじめ、関係者と来賓の方によるテープカットとくす玉割が行われました。また、式の後には、施設見学が行われ、真新しい施設を見学しました。

ケアハウスは、自炊ができないなど、自宅での生活が困難な高齢者の方に入居していただく施設です。

ケアハウス朝来は、指定管理者として社会福祉法人ひまわりが運営します。定員26人に対し、52人の方から入居の応募があり、9月末までに入居者を決定し、10月から利用を開始しています。



平成18年度

知的障害者巡回更生相談の実施について

兵庫県立知的障害者更生相談所では、年に一度県内の福祉事務所において巡回更生相談を実施します。

この相談は、療育手帳の交付及び更新等の判定をするための相談となっています。今年度については、下記のとおり実施いたしますので、巡回相談をご利用される方は申請手続きをお願いします。

- 実施日 平成18年11月21日（火）
 - 実施場所 朝来市福祉事務所（アートほほえみ1階会議室）
 - 申請期限 平成18年11月2日（木）
 - 問い合わせ及び提出先 朝来市福祉事務所又は各支所市民課
- 朝来市福祉事務所 TEL 672 - 6123 ○生野支所市民課 TEL 679 - 5801
○山東支所市民課 TEL 676 - 2080 ○朝来支所市民課 TEL 677 - 2110

但馬長寿の郷 住まいの相談会

高齢者や障害のある方に合わせた改修、または新築、改築の際のバリアフリー対応など「誰もが住みやすい住まいづくり」をお考えの方からの質問や相談を承ります。

■日程 11月12日（日） 13:00～16:00（受付締切15:30）

■場所 但馬長寿の郷研修棟1階すこやかセンター相談室

■相談料 無料

■申込・問い合わせ 但馬長寿の郷すこやかセンター TEL 079-662-8456（内線283） FAX 079-662-8459

平成18年10月から、精神障害者保健福祉手帳の手続きに、「顔写真」が必要となります。

精神保健福祉法施行規則の改正により、精神障害者保健福祉手帳に顔写真を貼り付けることになりました。

10月2日（月）以降に手続きをされる方は、これまでの必要書類に加え、手帳に貼る「顔写真」も併せて窓口（社会福祉課、各支所市民課）に持参してください。

こんな写真が必要です

- ◇縦4 cm、横3 cmの大きさ
- ◇白黒でもカラーでも可
- ◇上半身（肩から上が望ましい）・脱帽・1年以内の撮影
- ◇裏に必ず氏名と生年月日を書いて下さい

また、既に手帳をお持ちの方については、次回更新時までの間、写真の添付がなくても支障はありません。

もし、写真の添付を希望される場合は、再交付の手続きが必要となりますので、手帳と印鑑、「顔写真」を持参してください。

◎問い合わせ 社会福祉課 TEL 672 - 6123

精神障害者保健福祉手帳とは・・・

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、福祉的サービスが受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加を促進する為の手助けとなります。手帳には障害の程度により1級、2級、3級と3つの等級があり、1級、2級は国民年金の障害等級と同程度です。また、3級は厚生年金の3級よりも広い範囲とされています。

手帳の有効期限は2年です。2年ごとに障害の状態を再認定し、更新します。